

番号	4
----	---

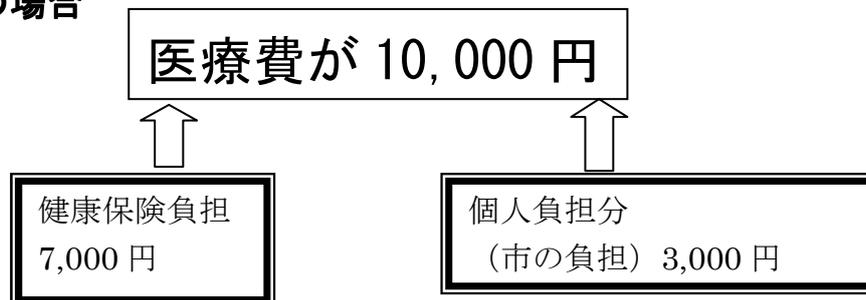
事業シート（概要説明用）						
事業名	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	事業開始年度	平成12年（合併前を含む）			
担当部署	教育委員会学校教育課	関係規程				
実施方法	<直営・委託等の別>					
事業概要 (背景等)	<p>児童・生徒が学校の管理下（通学経路を利用して朝、家を出て、家に帰るまで）において発生した災害により負傷・疾病を受けた場合、その治療（保健治療）に要する費用を、また、死亡・障害の場合には見舞金を支給し、学校安全の普及・充実を図ることを目的とする。</p> <p>給付額は、保険診療で治療を受けた場合、医療費の3割（個人負担分）と付加給付の1割が、日本スポーツ振興センターから給付され、付加給付の1割が保護者へ支給される。</p>					
事業費等の推移（千円）						
年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
決算額①	4,251	4,193	4,180	4,177	4,036	
受益者負担額②	0	0	0	0	0	
負担率(%)	100	100	100	100	100	
対象者数等	4,627人	4,566人	4,552人	4,549人	4,387人	
事業費の内訳・詳細	<p>毎年5月末までに、掛金を支払う。</p> <p>災害給付掛金額</p> <p>一般児童生徒 1人 945円</p> <p>準要保護児童生徒 1人 945円 →国庫補助(控除) 配分人数×230円</p> <p>要保護児童生徒 1人 65円 →国庫補助(控除) 実人数×10円</p>					
事業の評価等	<p><事業に関する評価又は課題></p> <p>これまで災害共済掛金は保護者負担であったが、平成12年度(旧上磯町)に保護者の負担軽減を目的に町費で全額負担することとし、合併後においても制度を継続し、保護者の負担を軽減している。</p> <p><適正な受益者負担という視点からの評価又は課題></p>					
類似事業との比較	<p><類似事業の状況></p> <p><類似事業における受益者負担></p>					
他市町村の状況	<p>スポーツ振興センター災害給付制度実施状況</p> <p>渡島管内の北斗市を含む全11市町(函館、松前、福島、知内、木古内、七飯、鹿部、森、八雲、長万部)が災害給付制度を行っている。そのうち6市町において保護者の一部負担を取っている。</p>					

災害共済給付

- ① 死亡見舞金 2,800万円が支給されます。
(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は1,400万円)
- ② 障害見舞金
障害の程度に応じて、3,770万円(1級)から82万円(14級)が
給付されます。
(通学中の場合は、1,885万円から41万円)
- ③ 医療費
保険適用の総医療費の4/10が日本スポーツ振興センターより支給され
ます。
北斗市では、各医療費助成制度等で、患者の窓口負担を北斗市が全額負担
しているため、支給決定額のうち医療費の自己負担分である3/10が市へ
入金され、1/10が見舞金として保護者へ支給されます。

例) 医療費が10,000円の場合

○通常の場合



○災害共済給付の場合

